かまくら
勤労市民ニュース

令和 6年(2024 年) 7月 1日　　№124
編集発行　　鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686　鎌倉市御成町 18-10
電　　話　　0467－61－3853
eメール　rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/

年収の壁・支援強化パッケージ

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします！！

●企業への支援【キャリアアップ助成金『社会保険適応時処遇改善コース』】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

令和５年 10 月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用処遇改善コース」を新設しました。

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者１人につき最大 50 万円を助成する制度です。

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html
キャリアアップ助成金お問合せ先
神奈川助成金センター　☎045-650-2859

●「配偶者手当」の見直しをご検討ください。

働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者（夫又は妻）の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html

「配偶者手当」の見直し　お問合せ先
「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）
☎0120-030-045　平日午前8時30分から午後6時15分まで

●令和６年４月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となりました！

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指します。
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/

かまくら起業のススメ～自分らしい事業づくり講座～

「起業」や「副業」に関心はあるけど、何をしたらいいのだろう？
やりたいことは、なんとなくあるけど、どう形にしていったらいいのだろう？
そんな悩みをかかえていませんか？

鎌倉市では、神奈川県が行う起業家創出拠点「ＨＡＴＳＵ鎌倉」と連携して、若年者等の起業準備者に対し、起業に向けた考え方を整理し、ノウハウやマインドを習得するためのプログラムを実施します！！

また、本プログラムに関心をもっていただいた方向けに説明会イベントを行います。

・プログラム参加者募集

6月20日（木）から8月５日（月）午後６時まで

※参加者の必要に応じ、託児のご用意をいたします。

・プログラム説明会（お子様連れでの参加歓迎）

鎌倉で起業した方も参加し、プログラムの説明等を行います。

7月27日（土）午前10時から午前11時30分まで

場所　鎌倉商工会議所会館　ホール

プログラム、説明会は鎌倉市ＨＰよりお申込みください。

◆シニアのお仕事探しを応援します◆

令和６年度　《第一回　シニアのための合同就職説明会》開催！！

55歳以上の鎌倉市民を対象に、合同就職説明会を開催いたします。

市内に就業場所を持つ様々な業種の企業10社程度にご参加いただき、企業のPRと求人をご紹介いただきます。企業の採用担当者と直接お話ができて、詳しいお仕事内容を聞くことができます。

日時：　7月31日（水）　午後１時30分から午後４時まで

場所：　KOTOWA鎌倉鶴ヶ岡会館「彩美」

参加企業：　10社程度

募集人数：　40名（55歳以上の鎌倉市民）

※ご夫婦での参加はどちらかが55歳以上であれば可

問合せ・お申込みは商工課勤労者福祉担当　☎0467-61-3853

こちらの二次元コードからもお申込みできます

神奈川働き方改革推進支援センターを利用してみませんか！

「働き方改革推進支援センター」では、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規程の見直し、助成金の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関する労務管理上の課題について、窓口での対面や、電話・メールでの無料相談を行っています。

また、専門家が会社までお伺いする訪問相談サービスも行っていますので、お気軽にご利用ください。

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kanagawa/

☏　0120-910-090　平日午前9時から午後5時まで

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中です◆

～事業主として一度考えてみませんか？アルバイトのこと～

・アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。
・学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう。
・学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります。
・アルバイトに商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
・アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001221083.pdf

平日夜間・土日祝の相談は労働条件相談ほっとライン
☏0120-811-610 平日：午後５時から午後 10 時まで　土・日・祝日：午前９時から午後９時まで

◆「ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン」（５月～９月）◆

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、５月から９月まで、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します。

すべての職場において、基本的な熱中症予防対策を講ずるよう次の３つを重点的に広く呼びかけます。

①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

梅雨が明けると本格的な暑さが到来します。今から暑さに備えましょう。

詳細は厚生労働省ＨＰ　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38059.html

◆第 97 回全国安全週間（令和６年７月１日～７日）◆

～危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全～

今年で 97 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

厚生労働省HP　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html

◆中小企業退職金共済制度◆　事業主の皆様、従業員の福利厚生の充実にご利用ください！

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

詳細は、中小企業退職金共済事業本部　☏03-6907-1234

【市の補助制度】

市内の事業主が、中退共制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に新規加入した場合、国の助成に加え、掛金の一部（従業員１人当たり月額４００円）を加入から３年間補助します。

※対象企業へは市から申請書を送付いたします。

申請期間…８月１日(木)～30 日(金)　商工課勤労者福祉担当　☏0467-61-3853

◆令和６年度労働保険の年度更新期間は７月 10 日（水）までです！！◆

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

---

各　種　相　談

相談無料･秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらに毎月掲載しています。電話予約の上、お気軽にご利用ください。

※対面での相談となります。体調不良の際は相談をご遠慮ください。（メール労働相談を除く）

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当
TEL 0467-61-3853（直通）（予約受付は原則前月 20 日から）

労働相談・メンタルヘルス相談のホームページ

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ↓から相談を。

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。（社会保険労務士）

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。（社会保険労務士）

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。（シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士）

就職支援相談

- 一般
- 就職氷河期世代優先
- 女性優先

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。（キャリアコンサルタント）

毎月３回市役所本庁舎商工課で開催しています。

※就職氷河期世代優先と女性優先につきましては、実施日の１週間前までの予約は優先とさせていただきますが、それ以降に予約に空きがある場合はどなたでも予約可能です。

※【出張相談会】

- 日　時　７月 11 日（木）午後１時 30 分から午後４時まで
- 場　所　大船支所
- 予　約　７月 10 日（水）まで

就職支援相談のホームページ